

令和7年度 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の 日程について

1 研修の対象者

登録時研修（登録政治資金監査人の登録後、最初に受ける研修）を修了した登録政治資金監査人

2 日程及び受講方法

別紙1（裏面）のとおり

3 研修内容

（1）再受講研修＜特に希望される方が受講するもの＞

政治資金監査に関する具体的な指針 等（登録時研修と同内容）

（2）実務向上研修＜できる限り受講することが望ましいもの＞

政治資金監査における誤りやすい事例、政治資金監査のポイント、
演習問題 等

これまでの政治資金監査で見られた誤りの事例を踏まえ作成した演習問題を通じて、政治資金監査の実施や政治資金監査報告書の作成に関し、生じやすい誤りの事例や留意すべき点について重点的に解説を行うなど、実際の政治資金監査を適確に実施していただく上で役立つ内容

※ 先般の政治資金規正法の改正（令和6年法律第64号、令和7年法律第1号及び第2号。）を踏まえ、その内容を説明する予定です。詳細は、添付の「令和7年度 研修における改正政治資金規正法に係る説明の追加について」をご参照ください。

4 参加費

再受講研修・実務向上研修：無料

5 申込の方法

別紙2（政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書（電子データは当委員会ホームページにも掲載。））に必要事項を記入の上、申込期限までに、当委員会事務局宛てに電子メールでお申し込みください。

※ 申込期限後であっても、会場に余裕がある場合は研修受講が可能ですので、申込状況等については適宜当委員会事務局にお問い合わせください。

6 その他

- ・ 研修（再受講研修・実務向上研修）を受講された方のうち、希望される方には、研修終了後に「研修受講証明書」をお渡しします。
- ・ 研修の受講等に関して、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

総務省 政治資金適正化委員会

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

TEL：03-5253-5598（直通）

Email：tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）内「政治資金適正化委員会」で検索してください。

令和7年度 政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の日程及び受講方法

- 集合研修・政治資金適正化委員会が定める日時及び会場において、研修受講者を集めて実施する研修
- 個別研修・政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める日時及び会場において、当該個別の研修受講者に対して実施する研修
- リモート研修・政治資金適正化委員会が個別の研修受講者ごとに定める期間において、当該個別の研修受講者に対してインターネットを通じて実施する研修

申込期限後であっても、会場に余裕がある場合は研修受講が可能ですので、申込状況等については適宜当委員会事務局にお問い合わせください。

	集合研修					個別研修		リモート研修			
	実施日時	開催地	会場	定員	申込期限	実施日時	会場	実施日時	会場		
4月						年間を通じて実施中。 (土・日曜、祝祭日、年末年始除く) ※個別研修の実施については、ホームページに掲載の「政治資金監査実務に関するフォローアップ研修(個別研修)の実施について」をご参照ください。 ※実務向上研修について、 <u>現時点の個別研修で受講できるのは令和6年度版</u> となります。令和7年度版については、9月上旬頃に受講ができるようになる見込みです。	政治資金適正化委員会事務局内 (東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館)				
5月											
6月											
7月	7月11日(金) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	東京都	TKP赤坂カンファレンスセンター(ホール13D) 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル 13階	約180名	7月1日(火)						
	約180名										
8月	8月1日(金) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	大阪市	TKP新大阪カンファレンスセンター(ホール4B) 大阪府大阪市淀川区宮原4-3-39 新大阪NKビル 4階	約90名	7月22日(火)						
	約90名										
	8月22日(金) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	札幌市	TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 (カンファレンスルーム5J) 北海道札幌市中央区北4条西6-1 毎日札幌会館 5階	約50名	8月12日(火)						
				約50名							
9月	9月5日(金) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	金沢市	TKP金沢新幹線口会議室(会議室4B) 石川県金沢市堀川新町2-1 井門金沢ビル 4階	約50名	8月26日(火)						
	約50名										
	9月19日(金) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	仙台市	TKP仙台青葉通カンファレンスセンター(ホール8D) 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1 青葉通パークビルディング 8階	約60名	9月9日(火)						
				約60名							
10月	10月3日(金) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	岡山市	TKPガーデンシティ岡山(カンファレンスルーム4I) 岡山県岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル 4階	約50名	9月22日(月)						
	約50名										
	10月17日(金) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	名古屋市	安保ホール(301号室) 愛知県名古屋市中村区名駅3-15-9 安保ホール 3階	約90名	10月7日(火)						
				約90名							
	10月31日(金) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	福岡市	TKP博多駅前シティセンター(ホールC) 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1 日本生命博多駅前ビル 8階	約70名	10月21日(火)						
				約70名							
11月	11月14日(金) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	東京都	全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 2階	約200名	11月4日(火)						
	約200名										
12月										令和7年9月～令和8年1月頃に かけて実施予定。 ※詳細については8月上旬までに当事務局ホームページ等でお知らせする予定。	
1月											
2月											
3月	3月19日(木) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	大阪市	TKP新大阪カンファレンスセンター(ホール4B) 大阪府大阪市淀川区宮原4-3-39 新大阪NKビル 4階	約90名	3月9日(月)						
	約90名										
	3月25日(水) 再受講 9:15～12:30 実務向上 13:05～16:05	東京都	全国町村議員会館(2階大会議室) 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館 2階	約200名	3月13日(金)						
約200名											

(※) 集合研修における再受講研修は、登録時研修と併せて開催されます。再受講研修の定員は、登録時研修受講者数との合計です。

(※) 先般の政治資金規正法の改正(令和6年法律第64号、令和7年法律第1号及び第2号。)を踏まえ、その内容を説明する予定です
なお、「登録時・再受講研修」においては研修中に説明いたしますが、「実務向上研修」においては、研修が始まる15分前(いずれの会場においても13:05～13:20)に説明する予定となっておりますので、「実務向上研修」の受講者の方で、政治資金規正法の改正内容の聴講を希望される方は、13:00までに会場までお越しください(詳細は、添付の「令和7年度 研修における改正政治資金規正法に係る説明の追加について」をご参照ください。)。

(※) 定員に達した場合には、申込期限に到達していなくても受付を締め切らせていただきます。

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修受講申込書

登録政治資金監査人の氏名、連絡先等

受講申込日（送付日）	令和 年 月 日
氏 名	
登録番号	
電話番号	
電子メールアドレス	

※「氏名」は、政治資金適正化委員会へ業務上の呼称を届出している場合は、当該呼称を記載しても差し支えない。

※「登録番号」は、登録政治資金監査人証票の「(登録番号)」欄に記載の番号を記載すること。

集合研修の申込記入欄（受講希望日）

	研修の実施日	研修の実施場所（例：東京都）
	受講する研修の選択	
第1希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	
第2希望	令和 年 月 日	
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	

個別研修の申込記入欄（受講希望日）

（研修の実施場所：政治資金適正化委員会事務局（東京都千代田区））

	研修の実施日	研修の時間
	受講する研修の選択	
第1希望	令和 年 月 日	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	
第2希望	令和 年 月 日	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日
	再受講研修のみ ・ 実務向上研修のみ ・ 両研修	

※「研修の実施日」は、平日（行政機関の休日以外の日）とすること。

※受講を希望する研修が「再受講研修のみ」又は「実務向上研修のみ」の場合には、午前（10:00～13:00）又は午後（13:30～16:30）のいずれかを選択することとし、「両研修」の場合には、終日（10:00～16:30）を選択すること。

リモート研修の申込記入欄（受講希望月）

令和7年度リモート研修は、まだ受付を開始しておりません。

（詳細については8月上旬までに当事務局ホームページ等でお知らせする予定です。）

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

当委員会が実施するフォローアップ研修は、公認会計士にあっては（集合研修に限り）日本公認会計士協会が会員に対して義務づけている CPD（継続的専門能力開発）の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあっては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施するフォローアップ研修について、（受講者の同意に基づき）日本公認会計士協会においては研修単位等の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位等の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能ですので、希望される場合には「同意します。」に☑を入れてください。同協会への個別研修及びリモート研修の研修単位等の認定申請は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により行うことが必要です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもってのみ研修受講時間への算入が可能となりますので、当該算入を希望される場合は「同意します。」に☑を入れてください。

つきましては、該当する□に☑を入れてください。

私（申込人）は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報（氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日）を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

☐ 同意します。（☐日本公認会計士協会 ☐日本税理士会連合会）

（同意する場合、どちらの会に提供してよいか☑を入れてください。両方の場合、両方とも☑を入れてください。

☑を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。）

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	
税理士登録番号	

☐ 同意しません。

（同意しない場合、公認会計士にあっては受講者ご自身から日本公認会計士協会へ、直接、研修単位等の認定の申請をお願いします。）

※本同意は、本申込書によってお申込みされた研修のみ有効とします。次年度等の研修においても引き続き同意される場合には、当該申込書においても同意しますに☑を入れてお申込みください。

注意事項

【集合研修・リモート研修を希望する方】

集合研修及びリモート研修についての開催日等の詳細な内容につきましては、総務省政治資金適正化委員会事務局のホームページをご確認いただきますようお願いします。

開催日等のホームページ掲載後、上記申込記入欄に記入の上、電子メールによりお申込み下さい。なお、この申込をもって、リモート研修に係る個人情報の取り扱い（開催案内に記載）について同意したものといたします。

【個別研修を希望する方】

個別研修を希望する方は、個別研修の申込記入欄に記入の上、電子メールにより研修希望日の1週間前までにお申し込みください。

記入いただいた連絡先は、研修受講に当たり使用し、その他の目的のために使用することはありません。

【申込・問い合わせ先】総務省政治資金適正化委員会事務局

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館9階

TEL: 03-5253-5598(直通)

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

質問事項欄

※ 研修の「質疑」は、本用紙において記入いただいた質問事項についてとりまとめの上、回答する方式としますので、政治資金監査に関して質問事項のある方は、上記の質問事項欄に具体的にご記入ください（集合研修を受講する方のみ）。

令和7年度 研修における改正政治資金規正法に係る説明の追加について

○令和7年度の研修は、参考として、政治資金規正法改正を説明する時間を設けることにより、次のとおり、若干の時間変更等がありますので、ご留意願います。なお、当該説明は参考として行いますので、ご参加は任意です。

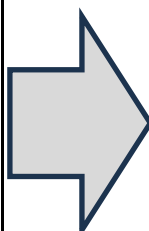
○「実務向上研修」の受講者の方で、政治資金規正法の改正内容の聴講を希望される方は、13:00までに会場までお越しください。

【従前の研修】

登録時・再受講研修	
9:00	受付開始
9:30	登録時・再受講研修 開始 挨拶等
9:40	前半講義(規正法関係) 開始
10:45	前半講義(規正法関係) 終了 休憩
10:55	後半講義(監査マニュアル関係) 開始
12:20	後半講義(監査マニュアル関係) 終了
12:30	事務連絡
	登録時・再受講研修 終了

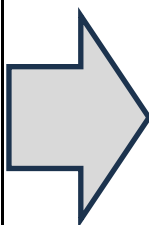
【令和7年度の研修】

登録時・再受講研修	
8:45	受付開始
9:15	登録時・再受講研修 開始 挨拶等
9:25	前半講義(規正法関係) 開始
10:30	前半講義(規正法関係) 終了
10:30～ 10:45	改正政治資金規正法の説明 (15分程度)
	休憩
10:55	後半講義(監査マニュアル関係) 開始
12:20	後半講義(監査マニュアル関係) 終了
12:30	事務連絡
	登録時・再受講研修 終了



実務向上研修	
12:45	受付開始
13:15	実務向上研修 開始 挨拶等
13:25	前半講義(監査のポイント等) 開始
14:35	前半講義(監査のポイント等) 終了 休憩
14:45	後半講義(演習問題) 開始
15:55	後半講義(演習問題) 終了
16:00	事務連絡
	実務向上研修 終了

実務向上研修	
12:35	受付開始
13:05～ 13:20	改正政治資金規正法の説明 (15分程度)
13:20	実務向上研修 開始 挨拶等
13:30	前半講義(監査のポイント等) 開始
14:45	前半講義(監査のポイント等) 終了 休憩
14:55	後半講義(演習問題) 開始
16:00	後半講義(演習問題) 終了
16:05	事務連絡
	実務向上研修 終了



政治資金監査実務に関する フォローアップ研修（個別研修）の実施について

1 受講できる研修の種類

- ① 再受講研修
- ② 実務向上研修

(※) ②実務向上研修について、現時点の個別研修で受講できるのは令和6年度版となります。令和7年度版については、9月上旬頃に受講ができるようになる見込みです。

2 研修日時

平日（注）10時～17時のうち再受講研修は3時間程度、実務向上研修は2時間半程度

（注）土・日曜、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。

3 研修場所

政治資金適正化委員会が定める場所（詳細は、研修受講通知書に記載）

4 研修の実施方法

集合研修の講義と同内容の資料及び映像・音声データを組み込んだ研修用映像教材をパーソナルコンピュータにてヘッドホンを使用の上、視聴していただきます。

5 研修の申込方法

個別研修を希望する方は、受講希望日の1週間前までに、研修受講申込書に必要事項を記入の上、政治資金適正化委員会あてに電子メールにより提出してください。
なお、やむを得ない理由により、ご希望の日時では受講できない場合があります。

6 研修手数料

無料

7 研修受講者における受講等の流れ

- ① 研修受講申込書（受講日時を記載）を電子メールにより提出
- ② 研修受講通知書を電子メールにて受領
- ③ 研修を受講（研修用映像教材を視聴）
- ④ （希望者は）研修受講証明書を受領

[研修申込先・問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局
〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎第2号館9階

電 話：03-5253-5111（代表）

03-5253-5598（直通）

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

研修単位等の認定に必要な情報の士業団体への提供について

(公認会計士及び税理士のみ)

1 概要

当委員会が実施する登録時研修及びフォローアップ研修(以下「各種研修」という。)は、公認会計士にあっては(集合研修に限り)日本公認会計士協会が会員に対して義務づけているCPD(継続的専門能力開発)の集合研修の科目の一つとして、また、税理士にあっては日本税理士会連合会が後援する研修の一つとして、それぞれ認められているところです。

当委員会では、当委員会が実施する各種研修について、受講者の同意に基づき日本公認会計士協会においては研修単位の認定に必要な情報を当委員会から同協会に提供することで、受講者が同協会に研修単位の認定を申請することなしに、受講者の研修単位として認定していただくことも可能です。

また、日本税理士会連合会においては当委員会から同連合会への受講者報告をもって研修受講時間への算入が可能となります。

2 同意方法

各種研修の申込書(裏面)の同意欄に、必要事項を記入します。
(記載例は、以下のとおりです。)

私(申込人)は、日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会が会員に義務づけている研修単位等の認定のため、政治資金適正化委員会が、私の必要な情報(氏名、士業の登録番号、受講研修名、研修の受講日)を日本公認会計士協会及び日本税理士会連合会に提供することについて、

☒ 同意します。(☒ 日本公認会計士協会 ☒ 日本税理士会連合会)
(同意する場合、どちらの会に提供してよいか ☒ を入れてください。両方の場合、両方とも ☒ を入れてください。
☒ を入れた場合は、以下の記入欄に公認会計士研修登録番号、税理士登録番号を記入すること。)

士業団体への登録番号記入欄

公認会計士研修登録番号	3 0 1 2 3 4 5
税理士登録番号	1 2 3 4 5 6

☐ 同意しません。
(同意しない場合、公認会計士にあっては受講者ご自身から日本公認会計士協会へ、直接、研修単位の認定の申請をお願いします。)

①同意する場合、同意し
すに ☒ を入れ、提供可能
な士業団体にも ☒ を入れ
てください。

②同意する場合、士業とし
ての登録番号を記入して
ください。

3 注意事項

- (1) 同意は、当該申込書によってお申込みされた研修のみ有効です。次年度等の研修においても引続き同意される場合には、当該次年度等の研修の申込書においても同意しますに ☒ を入れてお申込みください。
- (2) 公認会計士にあっては、集合研修に限り、本制度が利用可能です。リモート研修及び個別研修を受講される場合は、引き続き、自己学習として受講者からの自己申告により日本公認会計士協会へ申請することが必要です。

[研修申込先・問い合わせ先]

総務省政治資金適正化委員会事務局
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館9階
電 話 : 03-5253-5111 (代表)
03-5253-5598 (直通)
E mail : tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp